

令和5年度第2回白井市福祉有償運送運営協議会 議事録

- 1 開催日時 令和5年12月15日（金）午後2時から午後2時30分まで
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎 2階 災害対策室2.3
- 3 出席者 板橋会長、福岡副会長、山崎委員、赤間委員、加藤委員、
佐川委員、小島委員 高柳委員
- 事務局 障害福祉課 鈴木課長
高齢者福祉課 竹内課長、安岡係長、大塚主事補
- 事業主体 社会福祉法人印旛福祉会 1名
- 4 傍聴者 0人
- 5 次第 ① 開会
② 議事（1）事業者（1法人）の更新登録の申請について
③ その他
④ 閉会
- 6 配布資料 1 白井市福祉有償運送運営協議会名簿
2 福祉有償運送の概要について
2-1 道路運送法施行規則 抜粋
3-1 白井市福祉有償運送運営協議会 要件確認表
3-2 申請団体及び申請概要
4 更新申請書類一式
- 7 議 事 以下のとおり

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>1 開会</p> <p>本日ご出席の委員数は、全員で8名になります。本日は全員出席しておりますので、白井市附属機関条例第6条第2項の規定により会議開催要件を満たしているため、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>本会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により原則公開となっており、会議録作成の為、録音いたしますので、あらかじめご了承ください。また、会議録の作成にあたりましては、委員の皆さまの名前は伏せさせていただきます。</p> <p>なお、議長につきましては、同条例第6条第1項の規定により会長が議長となりますので、ここからの進行については会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>（会長あいさつ）</p> |
| 会長 | <p>2 議事（1）事業者（1法人）の更新登録の申請について</p> <p>始めに、福祉有償運送の必要性についてですが、8月に開催した令和5年度第1回運営協議会で協議し、必要性があると判断されておりますので、本日は「事業所（1法人）の更新登録の申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>更新登録の申請に係る協議についてご説明いたします。</p> |

| | |
|------|--|
| 会長 | <p>1 法人に係る更新申請について協議をいただきますが、本日の会議で協議が整いますと、本日配布しました様式第2の5号『地域公共交通会議等において協議が整ったことを証する書類』を通知いたします。</p> <p>様式第2の5号に記載されているとおりの協議内容としては、『運送の区域』、『旅客から収受する対価』、『旅客の範囲』となります。</p> <p>協議にあたりこれらについて、事務局より説明いたします。</p> <p>その後各事業者から補足説明をいただき、事業者が退席した後に、委員の皆様にご協議いただいたうえで、表決していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今回更新申請のありました申請団体に入室させていただきます。</p> |
| | <p>申請団体入室</p> |
| 申請団体 | <p>本日はお忙しい中このような会議を開催していただき、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 事務局 | <p>それでは事務局より説明を求めます。</p> |
| 会長 | <p>(資料説明原稿に沿って説明)</p> |
| 申請団体 | <p>続いて、申請団体の方から更新申請にあたり、補足説明等があればお願いします。</p> |
| 会長 | <p>補足はありませんが、基本的には前回と同じ内容になっております。</p> <p>主に知的障害をお持ちの方の日中活動の拠点を印西市で複数運営しております。グループホームや短期入所、障がい児の通所の支援事業といたしまして、障がいをお持ちの方のお子さんの幼稚園のようなものと学童保育のようなもの、相談の支援事業を行ってございまして、生活を総合的にバックアップしてまいります。</p> <p>対象につきましても、対象者が9名で法人に所属している方になっております。使うときはヘルパー事業を実施し、ヘルパー事業との抱き合わせとなっておりまして、それ以外の方は利用を制限しております。</p> |
| 委員 | <p>事務局の説明及び申請者の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。</p> |
| 事務局 | <p>運送の対価についてですが、介護タクシーと変わらない気がしますが、常識的なのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>今回の600円につきましては通常のタクシーの半額程度となっておりますので、問題ないと認識しております。</p> |
| 会長 | <p>他にございますでしょうか。</p> <p>無いようでしたら私のほうから質問よろしいでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>ヘルパー事業との抱き合わせとのことなので、印旛福祉会さんが運営している施設の利用者が使うのが原則ということでしょうか。</p> |

| | |
|------|---|
| 申請団体 | そのとおりです。逆に法人以外の利用者は使えないというところで会員登録性をとっています。 |
| 会長 | ありがとうございます。他にございますでしょうか。 |
| 委員 | 安全体制で、12月1日からアルコールチェックが始まっていますが、その点の対策を教えてくださいたいです。 |
| 申請団体 | 運行前及び運行後にアルコールチェッカーを使用し、一度確認を対面で行っています。 |
| 会長 | ありがとうございます。他にございますでしょうか。 |
| 委員 | 対価が実費の範囲ということで参考資料にタクシー運賃の2分の1の対価はあくまでも目安であり上限を示しているものではありませんので、営利を目的としていると認められない実費であれば設定可能と記載してありますが、認められない実費というものについて何かありますか。 |
| 申請団体 | 運行料金以外の対価は徴収しておりません。 |
| 会長 | ありがとうございます。他にございますでしょうか。 無いようですので、委員による審議を行いますので、申請団体については退席ねがいます。 |
| | 申請団体退室 |
| 会長 | それでは、更新登録申請ですが、協議合意事項である福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、旅客の範囲について、ご意見いただけますでしょうか。 |
| 委員 | 区域について伺いたいのですが、運送の発地又は着地が白井市内にあるとなっていますが、資料2ページの4ではそれぞれの行政区がでていますが、それぞれの行政区で申請をするという解釈でよろしいでしょうか。 |
| 事務局 | そのとおりです。 |
| 会長 | よろしいでしょうか。 更新申請について、合意いただける方は挙手願います。 |
| | 挙手全員 |
| 会長 | 全会一致で合意されました。それでは、更新登録申請について、本運営協議会において協議が調ったことを報告いたします。 ではここからの進行については事務局からお願いいたします。 |
| 事務局 | 会長ありがとうございました。 本日の審議会につきましては、事務局で整理し、申請者に「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を通知します。 申請者はこの通知を添付して運輸局に本申請してもらうこととなります。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>3 その他</p> <p>それでは次第3、その他についてです。</p> <p>まず1点目は、福祉有償運送運営協議会に関しての情報提供となります。</p> <p>国で「地方公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」が令和5年10月1日に施行され、改正前の福祉有償運送運営協議会に係る規定が削除となりまして、地域公共交通会議等と規定がされたところになります。</p> <p>運営協議会における協議事項は地方公共交通会議においても協議を整えることが可能になっているところ、協議の場を運営しやすくする観点から運営協議会に関する規定を削除し、法令上運営協議会を地域公共交通会議に統合するというものになっています。</p> <p>ただし今回の改正においては、必ずしも実質的な統合を要するものではなく、終わりの時期は示されていないのですが、省令施行の際に運営協議会は地域公共交通会議とみなす経過措置が設けられています。</p> <p>地域の実情に応じて会議の場を適切に運用することが示されているところになります。</p> <p>現状すぐに何かが変わるということではありませんが改正を踏まえて来年度、公共交通の担当課と会議の統合に関する検討を行う予定としていますので、その旨情報提供いたします。</p> <p>続いて2点目今後の予定についてお知らせいたします</p> <p>来年の6月に1事業者の更新登録を予定しており、4月下旬に会議開催を予定しています。その間、新規申請等の申請が上がり次第、委員の皆様には連絡させていただきます。</p> <p>事務局からは以上となります。</p> |
| 事務局 | <p>4 閉会</p> <p>委員の皆様方から何かございますでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上を持ちまして、令和5年度第2回白井市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> |